

# 平成 23 年 度 第 1 回

## 宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

### 会 議 次 第

日 時 平成 23 年 7 月 28 日 (木)  
午後 3 時 00 分 ~

会 場 宇都宮市役所 14 階  
14 A 会議室

#### 1 開 会

- (1) 委員紹介
- (2) 事務局紹介
- (3) 仮議長選出

#### 2 議 事

- (1) 議案第 1 号
  - ・ 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
- (2) 報告事項
  - ・ 報告第 1 号 平成 22 年度 国民健康保険特別会計の決算状況 (見込み) について
  - ・ 報告第 2 号 平成 23 年度 国民健康保険税の賦課状況について
- (3) 市長からの諮問について
- (4) その他

#### 3 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	木村 由美子	市議会議員
	荒川 恒男	〃
	藤井 弘一	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部会員
	鹿野 順子	〃 女性部会員
	吉田 利夫	市農業委員会会長職務代理者
	相場 カツ子	市農業委員会委員
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	小林 豊	市歯科医師会会長
	菊地 善郎	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	斉藤 さちこ	市議会議員
	福田 智恵	〃
	角田 和之	〃
	中山 勝二	〃
	岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会 委員
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	野中 貞明	栃木県トラック健康 保険組合 常務理事
	手塚 寛文	全国健康保険協会栃木支部 業務部 部長
	直井 茂	栃木県市町村職員共済組合 事務局 局長

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
手 塚 英 和	保健福祉部長
川 中 子 武 保	保健福祉部次長
横 山 恭 久	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
水 沼 行 博	保健福祉部保険年金課長
本 澤 利 明	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課国保給付グループ係長
鈴 木 信 晴	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏 之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正 基	保険年金課滞納整理グループ係長
吉 井 貴 久	保険年金課管理グループ総括主査
高 橋 聰	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 橋 英 之	保険年金課国保税グループ総括主査
古 川 信 也	保険年金課収納グループ総括主査
佐 野 直 子	保険年金課滞納整理グループ総括主査

議案第 1 号

宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

《 参考 》

国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出方法

国民健康保険法施行令

- 第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宇都宮市国民健康保険規則

- 第 15 条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする。
- 2 当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、くじで定める。
- 3 委員中異議がないときは、第 1 項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

歳 入						摘 要								
区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合		調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	還 付 未 済 額 (円) (再 掲)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)	前 年 度 収 納 率 (%)	対 前 年 (%)
国民健康保険税	12,858,152,000	12,115,955,016	94.2%	12,889,890,551	94.0%		13,121,020,563	10,993,664,309	15,189,617	30,164,600	2,112,381,271	83.67	83.29	0.38
						過年度分	4,494,911,564	1,122,290,707	2,793,341	1,002,685,434	2,372,728,764	24.91	27.46	-2.55
						合 計	17,615,932,127	12,115,955,016	17,982,958	1,032,850,034	4,485,110,035	68.68	70.00	-1.32
一部負担金	4,000	0	0.0%	0	-									
国庫支出金	11,364,828,000	11,477,778,064	101.0%	10,925,647,982	105.1%									
療養給付費等負担金	9,287,075,000	9,148,345,452	98.5%	8,942,499,461	102.3%	一般被保険者分の保険給付費, 老人保健拠出金, 後期高齢者支援金及び介護納付金等の34% 療養給付費分 6,502,159,243円 老人保健拠出金分 21,297,190円 後期高齢者支援金分 1,740,224,328円 介護納付金分 884,664,691円								
財政調整交付金	1,780,000,000	2,040,025,000	114.6%	1,729,161,600	118.0%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金(一般被保険者分保険給付費の9%相当を国において予算措置)								
高額医療費共同事業負担金	213,504,000	213,504,743	100.0%	185,351,155	115.2%	高額医療共同事業拠出金に対する国からの負担金。拠出額の1/4								
特定健康診査・特定保健指導負担金	49,042,000	40,219,000	82.0%	24,001,000	167.6%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する国からの負担金。健診費用の1/3								
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	19,147,000	20,683,869	108.0%	38,294,766	54.0%	介護従事者の処遇改善を図るため,平成21年度に行われた介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための交付金。平成21年度は全額相当,平成22年度は半額相当を軽減措置として交付。								
出産育児一時金補助金	16,060,000	15,000,000	93.4%	6,340,000	236.6%	平成21年10月~平成23年3月までの出産分について,出産育児一時金を4万円引き上げし,引き上げ分の半額が国から補助金として交付								
療養給付費等交付金	2,269,266,000	2,632,087,350	116.0%	2,154,224,809	122.2%	退職被保険者分の保険給付費から退職被保険者の税込額を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付								
前期高齢者交付金	8,574,276,000	8,767,689,357	102.3%	8,039,205,355	109.1%	前期高齢者の各保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため社会保険診療報酬支払基金から交付								
県支出金	2,234,642,000	2,037,748,743	91.2%	2,102,953,758	96.9%									
高額医療費共同事業負担金	213,504,000	213,504,743	100.0%	185,351,155	115.2%	高額医療共同事業拠出金に対する県からの負担金。拠出額の1/4								
特定健康診査・特定保健指導負担金	49,042,000	40,219,000	82.0%	24,001,000	167.6%	特定健康診査・特定保健指導事業費に対する県からの負担金。健診費用の1/3								
財政調整交付金	1,972,096,000	1,784,025,000	90.5%	1,885,580,000	94.6%	市町村間の国保財政力の不均衡を調整するための交付金								
福祉対策費補助金	0	0	-	8,021,603	皆減	県負担の福祉医療を実施するうえで,支払方法を現物給付による国庫負担金減額分の1/2の補助								
高額医療費共同事業交付金	893,890,000	895,172,895	100.1%	817,309,357	109.5%	1件の給付費が80万円を超える場合,その59%が国保連合会から交付								
保険財政共同安定化事業交付金	4,011,201,000	4,011,201,421	100.0%	3,953,750,908	101.5%	1件の給付費が30万円を超える場合,その59%が国保連合会から交付								
財産収入	806,000	481,122	59.7%	759,390	63.4%	国民健康保険給付基金運用利子								
繰入金	3,996,888,000	3,093,934,348	77.4%	3,250,308,434	95.2%									
基盤安定繰入金	1,578,219,000	1,578,219,348	100.0%	1,411,193,434	111.8%	一般被保険者に係る保険税軽減に対する補填(県3/4,市1/4)+保険者支援分(国1/2,県1/4,市1/4)								
その他一般会計繰入金	2,418,668,000	1,515,715,000	62.7%	1,839,115,000	82.4%	職員給与費,一般事務費,任意の繰入等								
基金繰入金	1,000	0	0.0%	0	-									
繰越金	34,828,820	34,828,059	100.0%	2,896,141	1202.6%									
諸収入	132,806,000	146,737,378	110.5%	160,156,906	91.6%	延滞金,徴収金収入等								
計	46,371,587,820	45,213,613,753	97.5%	44,297,103,591	102.1%									

歳 出						摘 要	
区 分	予 算 現 額 (円)	決 算 見 込 額 (円)	対 予 算 現 額 割 合	前 年 度 決 算 額 (円)	対 前 年 度 決 算 額 割 合		
総 務 費	644,271,820	609,738,905	94.6%	592,911,205	102.8%	職員給与費, 一般事務費, 徴税費, 運営協議会費等	
保 険 給 付 費	31,721,640,000	30,939,281,746	97.5%	29,891,829,251	103.5%		
療 養 給 付 費	27,744,853,000	27,089,854,891	97.6%	26,356,179,614	102.8%	医療処置, 手術などの治療に要する費用の国保負担分	1人当たり 194,797円
療 養 費	456,550,000	442,226,738	96.9%	430,552,442	102.7%	いったん医療費を全額支払い, 後日申請により払い戻すもの	1人当たり 3,180円
審 査 支 払 手 数 料	120,047,000	115,930,634	96.6%	114,814,767	101.0%	診療報酬明細書(レセプト)審査及び医療費の支払業務委託料(国保連合会に委託)	
高 額 療 養 費	3,027,182,000	2,954,002,643	97.6%	2,691,576,438	109.7%	1カ月の医療費の患者負担が, 一定額(70歳未満の標準世帯で80,100円)を超えた場合, その超えた額の全額を支給	
移 送 費	400,000	0	0.0%	0	-		
出 産 育 児 一 時 金	336,450,000	301,140,000	89.5%	265,710,000	113.3%	被保険者が出産した場合, 1人につき出産日が平成21年1月1日~9月30日は38万円, 平成21年10月1日以降は42万円を支給(産科医療補償制度の対象でない場合, それぞれ35万, 39万)	
支 払 手 数 料	158,000	126,840	80.3%	45,990	275.8%	出産育児一時金の直接支払制度(医療機関が被保険者との代理契約により出産育児一時金を受け取ることができる制度)に係る手数料(平成21年10月から)	
葬 祭 費	36,000,000	36,000,000	100.0%	32,950,000	109.3%	被保険者が死亡した場合, 1人につき5万円を支給	
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	5,490,387,000	5,490,164,097	100.0%	6,108,380,010	89.9%	保険者から, 後期高齢者医療制度への支援金	
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	17,281,000	9,574,598	55.4%	17,368,531	55.1%	保険者から, 前期高齢者に係る財政調整制度への納付金	
老 人 保 健 拠 出 金	304,132,000	77,566,036	25.5%	329,254,141	23.6%	保険者から, 旧老人保健制度への拠出金	
医 療 費	303,533,000	77,195,399	25.4%	328,817,084	23.5%		
事 務 費	599,000	370,637	61.9%	437,057	84.8%		
介 護 納 付 金	2,601,955,000	2,601,954,974	100.0%	2,429,640,641	107.1%	保険者から, 介護保険制度への納付金	
共 同 事 業 拠 出 金	4,941,924,000	4,941,922,719	100.0%	4,577,906,830	108.0%	高額な医療費に備えて, 県内市町で実施している再保険制度への掛金	
保 健 事 業 費	317,117,000	208,144,017	65.6%	183,252,128	84.8%	<主な費用> 特定健康診査等事業費 150,303,805 円 個別健診 9,406 人 集団健診 11,978 人 健康指導費 33,571,222 円 医療費通知送付(年6回) 371,006 件 健康づくり啓発活動費 25,750 円 パンフレット作成等	健康診査費 24,243,240 円 人間ドック補助 2,088 件 脳ドック補助 336 件
基 金 積 立 金	806,000	481,122	59.7%	759,390	63.4%	国民健康保険給付基金の運用益の同基金への積立金	
諸 支 出 金	329,074,000	327,839,219	99.6%	130,973,405	84.8%	保険税還付金 64,806,299 円 還付加算金 4,074,698 円 過年度分国庫補助金返還金等 258,958,222 円	
予 備 費	3,000,000	0	0.0%	0	-		
計	46,371,587,820	45,206,667,433	97.5%	44,262,275,532	102.1%		

歳 入 額	45,213,613,753 円	44,297,103,591 円
歳 出 額	45,206,667,433 円	44,262,275,532 円
差 引 額	6,946,320 円 (次年度へ繰越)	34,828,059 円 (次年度へ繰越)

## 〈国民健康保険税の軽減について〉

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれの均等割額と平等割額が下表のとおり軽減となります。軽減を受けるには世帯全員の所得申告が必要です。

軽減割合	平成22年中の合計所得金額
<b>7割軽減</b>	33万円以下
<b>5割軽減</b>	33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下
<b>2割軽減</b>	33万円+(35万円×世帯主を含む被保険者数)以下

平成22年3月31日以降に、倒産・解雇、雇い止めなどにより離職された人(65歳未満の人)で、雇用保険受給資格者証が交付されている人は、国民健康保険税が軽減される場合がありますので、詳しくは国保税グループ(TEL.632-2320)までお問い合わせください。

## 〈後期高齢者医療制度の開始に伴う、国民健康保険税における配慮〉

75歳以上の人の後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険税が、一定期間以下の配慮がされます。

- ①低所得者に対する軽減
- ②平等割で課税される国民健康保険税の軽減
- ③社会保険等の被用者保険の被扶養者であった者の国民健康保険税の減免

## 【理由もなく国民健康保険税を滞納すると】

- 督促状が送付され、延滞金の加算や滞納処分を受けることがあります。
- 有効期間の短い「短期被保険者証」へ変更になります。
- 保険証を返していただき、医療費を全額自己負担する「被保険者資格証明書」が交付になります。
- 保険給付(出産育児一時金・高額療養費)などの全部または一部が差し止めになります。

何らかの事情により、国民健康保険税を納期限までに納められない方は早めにご相談ください。

**収納グループ TEL632-2324**

平成23年度版

# 国民健康保険税について

平成23年度の納期限(口座振替日)

第1期	平成23年 8月1日(月)	第5期	平成23年11月30日(水)
第2期	平成23年 8月31日(水)	第6期	平成23年12月28日(水)
第3期	平成23年 9月30日(金)	第7期	平成24年 1月31日(火)
第4期	平成23年10月31日(月)	第8期	平成24年 2月29日(水)

1年分を8回に分けて納めます。

国民健康保険税額の計算方法 ※年度途中の加入・脱退は、月割り課税になります。

### 医療保険分(国民健康保険被保険者全員が対象)

①所得割額	(平成22年中の合計所得金額-基礎控除額33万円)×6.00%
②均等割額	被保険者1人につき 23,300円
③平等割額	1世帯につき 20,000円

課税限度額 50万円

### 後期高齢者支援金分(国民健康保険被保険者全員が対象)

①所得割額	(平成22年中の合計所得金額-基礎控除額33万円)×2.35%
②均等割額	被保険者1人につき 8,200円
③平等割額	1世帯につき 7,000円

課税限度額 13万円

### 介護保険分(国民健康保険被保険者のうち40歳以上65歳未満の人が対象)

①所得割額	(平成22年中の合計所得金額-基礎控除額33万円)×2.05%
②均等割額	被保険者1人につき 8,200円
③平等割額	1世帯につき 6,900円

課税限度額 10万円



ペイジー口座振替受付サービスをご利用ください。  
今年度から、市役所本庁の国保加入の窓口で、銀行等のキャッシュカードと暗証番号により口座振替の申し込みが簡単に行えるようになりました。

**国保税グループ TEL632-2320**

# よくあるご質問



## Q 国民健康保険税は誰が納めるの？

A 世帯主が納税義務者です。

- 世帯主が社会保険等に加入している場合でも、同じ世帯で国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主宛に納税通知書が送付されます。  
この場合、世帯主の所得等は課税計算には含まれません。

## Q いつの分から国民健康保険税は納めるの？

A 届出日からではなく、本来加入すべき日からの国民健康保険税を納めます。

- 社会保険の資格が無くなった日、もしくは宇都宮市に転入した日から、国民健康保険税が課税になります。(最高3年さかのぼって課税されます。)

## Q 転入して国民健康保険に加入し、2回目に増額した納税通知書が届くのはなぜ？

A 前住所地の市町村に所得を照会するため、税額が増額となる場合があります。

- 平成22年中の所得は、平成23年1月1日の居住地で把握しています。国民健康保険税の所得割額は平成22年中の合計所得金額をもとに算出するため、前住所地の市町村に問い合わせます。そのため、所得確認後、課税の再計算をし、2回目の納税通知書を送付します。(最初の納税通知書の税額は、加入している人数に応じて算出する均等割額と一世帯についての平等割額の合計額を月割計算したものです。)

## Q 介護保険分の対象は？

A 国民健康保険税の介護保険分は、40歳以上65歳未満の人が該当となります。

- 【年度途中で40歳になる人】  
40歳の誕生日後に、介護保険分を計算して変更の納税通知書を送ります。
- 【年度途中で65歳になる人】  
当初の納税通知書に65歳になるまでの介護保険分を課税して送ります。

## 〈特別徴収について〉

年金からお支払いいただく制度です。

### 対象者

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって、年額18万円以上の年金を受給している人。(世帯主が社会保険・後期高齢者医療保険に加入している場合や口座振替により納付されている人は対象外となります。)

### 特別徴収から納付方法を変更できる場合

国民健康保険税に滞納がなく、口座振替による納付方法に変更する場合に限ります。金融機関等で口座振替をお申込み後、申込者控用を持参し、保険年金課(市役所本庁舎1階A14番窓口)で納付方法変更申出書を記入していただきます。郵送による申請もできます。  
(届出日より、年金からのお支払い停止に期間がかかりますので、ご注意ください。)

## 〈年度途中で、75歳になる人がいる世帯について〉

国民健康保険税は、誕生月の前月分までを計算して課税しています。  
(納税通知書7ページの課税対象月をご確認ください。)

納付方法については、特別徴収(年金からのお支払い)にはなりません。普通徴収(金融機関等の窓口でのお支払い)になります。また、誕生月からの保険料は、誕生月の翌月以降に後期高齢者医療保険料が請求されます。

## 〈更新時の国民健康保険被保険者証の郵送について〉

更新時の国民健康保険被保険者証は、通常普通郵便で郵送していますが、ご希望により、国民健康保険被保険者証を簡易書留郵便で郵送いたします。

簡易書留郵便をご希望の場合は、はがき(封書)、FAXまたはインターネットでお申込みください。(記載例:国民健康保険被保険者証の簡易書留郵便を希望します。被保険者証記号番号、住所、世帯主氏名、電話番号を記入してください。)

### 宛て先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市役所 保健福祉部 保険年金課 国保税グループ  
TEL.028-632-2320 FAX.028-632-2326  
E-mailアドレス u1809@city.utsunomiya.tochigi.jp

報告第2号  
平成23年度国民健康保険税の賦課状況について

1 当初賦課の状況（全体分）

区 分		23年度	22年度
世 帯 数		80,220 世帯	79,400 世帯
被 保 険 者 数		140,507 人	140,223 人
応能 49.1%	所得割	7,183,192 千円	7,237,418 千円
応益 50.9%	均等割	4,836,905 千円	4,828,156 千円
	平等割	2,438,442 千円	2,414,121 千円
賦 課 額 計 ( + + ) A		14,458,539 千円	14,479,695 千円
軽 減 額 B		1,293,973 千円	1,261,058 千円
課 税 額 ( A - B )		13,164,566 千円	13,218,637 千円
1世帯当り課税額		164,106 円	166,482 円
1人当り課税額		93,693 円	94,269 円

応能・応益割合は、医療保険分の一般被保険者分の割合

2 軽減額の内訳

区 分	23年度		22年度	
	世 帯	金 額	世 帯	金 額
7割軽減	17,561 世帯	958,716 千円	17,148 世帯	935,528 千円
5割軽減	3,050 世帯	170,870 千円	2,974 世帯	166,377 千円
2割軽減	8,924 世帯	164,387 千円	8,576 世帯	159,153 千円
合 計	29,535 世帯	1,293,973 千円	28,698 世帯	1,261,058 千円

3 税率と課税限度額

区 分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分 (40歳以上65歳未満)	
	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度
所得割	6.00 %	6.00 %	2.35 %	2.35 %	2.05 %	2.05 %
均等割	23,300 円	23,300 円	8,200 円	8,200 円	8,200 円	8,200 円
平等割	20,000 円	20,000 円	7,000 円	7,000 円	6,900 円	6,900 円
課税限度額	500,000 円	470,000 円	130,000 円	120,000 円	100,000 円	100,000 円

(4) その他

東日本大震災で被災した国民健康保険被保険者への対応について

1 一部負担金及び保険税の減免

国民健康保険では、災害の被災者に対して、一部負担金（医療機関での支払い）や国民健康保険税を減免する措置がとられている。

2 国の対応

国は東日本大震災の被災状況の甚大さから、一部負担金などの取扱いについて基準を示すとともに、減免した金額については財政支援（国庫補助）を講じている。

(1) 一部負担金の免除及び保険税の減免

ア 対象及び減免の割合

対 象		減免の割合	
		一部負担金	保険税
住宅の	全壊，全焼	全部	全部
	半壊，半焼等	全部	2分の1
主たる生計維持者の	死亡，重篤な傷病等	全部	全部
	事業の廃止，失業等	全部	全部
	収入の減少 (前年の収入の10分の3以上等)		全部， 10分の8～10分の2
原子力災害対策特別措置法等に基づく避難		全部	全部

イ 期間

- ・ 一部負担金 平成24年2月29日まで
- ・ 保険税 平成22年度分，平成23年度分  
(納期限が平成23年3月11日から平成24年3月31日まで)

ウ 保険者への支援措置

減免額の10分の8 = 災害臨時特例補助金 10分の2 = 特別調整交付金

3 本市の状況

(1) 減免の状況

(7月22日現在)

申請及び結果	一部負担金	保 険 税	
		全額免除	減額
申請（徴収猶予）	70件	114件	
認定	48件	18件	96件
却下	1件	0件	0件
調査中	19件	0件	0件
他の健康保険該当	2件	0件	0件

一部負担金については、医療機関において徴収猶予となった後、保険者が免除について判定

(2) 免除証明書（一部負担金）交付の状況 (7月22日現在)

交付事由	交付人数
住宅の全半壊等	244人
生計維持者の事業の廃止，失業等	4人
原子力発電所の事故による避難	10人
計	258人

一部負担金の免除については、7月1日から医療機関の窓口での免除証明書の提示が必要

## 《 参考 》

### 宇都宮市国民健康保険運営協議会に関する条例及び規則（抜粋）

#### 宇都宮市国民健康保険条例

##### 第 1 章 本市が行う国民健康保険

(本市が行う国民健康保険)

第 1 条 本市が行う国民健康保険については，法令に定があるもののほか，この条例の定めるところによる。

##### 第 2 章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 7人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
- (3) 公益を代表する委員 7人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(昭 60 条例 20・平 6 条例 38・一部改正)

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか，協議会に関して必要な事項は，規則で定める。

#### 宇都宮市国民健康保険規則

##### 第 1 章 国民健康保険運営協議会

###### 第 1 節 諮問及び意見の提出

(諮問)

第 1 条 本市の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は，国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があつたときは，審議して答申しなければならない。

(意見の提出)

第 2 条 協議会は，本市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは，審議して市長に意見を提出することができる。

(昭 51 規則 47・一部改正)

(答申及び意見の提出方法)

第3条 諮問に対する答申又は意見の提出は，文書をもつてしなければならない。

(昭51規則47・全改)

## 第2節 会議

(招集)

第4条 協議会は，会長が招集し，会議の議長となる。ただし，協議会が設置されて最初に行われる会議又は会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における会議においては，年長の委員が臨時に会議の議長の職務を行う。

第5条 協議会の招集は，委員に対する告知により行う。

2 前項の告知には，招集の日時，場所及び議題を付記しなければならない。

第6条 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合における協議会の招集は，市長が行う。

(委員の欠席届)

第7条 協議会に出席することができない事情がある委員は，開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(昭62規則41・一部改正)

(会議の定足数)

第8条 協議会は，委員定数の半数以上の委員が出席しなければならない。

(昭51規則47・一部改正)

(表決)

第9条 協議会の議事は，出席委員の過半数をもつてこれを決する。可否同数のときは，議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は，委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議)

第10条 協議会は，市長から諮問があつたとき，その他必要があると認めるときに開催するものとする。

(昭51規則47・一部改正)

第11条 協議会の委員7人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは，会長はこれを招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第 12 条 協議会は、必要があると認めるときは関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(昭 51 規則 47・昭 62 規則 41・一部改正)

(会議録)

第 13 条 会長は、書記をして会議録を調整させなければならない。

2 会議録には、すべての議事の状況を記載しなければならない。

3 会議録には、議事のほか開会及び閉会の年月日、時間、出席委員の氏名その他議長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 会議録に署名すべき委員は、議長のほか委員 2 人とし、会議の始めに議長が会議に諮つてこれを定める。

5 会議録は、会議終了後速やかに調整しなければならない。

(昭 62 規則 41・一部改正)

(準用規定)

第 14 条 本章に規定するもののほか、協議会の開閉、議案の審議等の議事に関しては、本市の議会の会議の一般の例による。

### 第 3 節 会長及び会長職務代理者

(会長及び会長職務代理者の選挙)

第 15 条 協議会の会長及び会長職務代理者の選挙は、無記名投票をもつて行い、有効投票の最多数をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第 1 項の選挙に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

(昭 51 規則 47・昭 62 規則 41・一部改正)

第 16 条 会長がその職務を辞したとき、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けるに至つたときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない。

(昭 51 規則 47・昭 62 規則 41・一部改正)

(会長等の任期)

第 17 条 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第 18 条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

### 第 4 節 書記

(書記)

第 19 条 協議会に書記若干人を置き、市職員の中から市長が任命する。

(昭 37 規則 34・全改)

(書記の職務)

第 20 条 書記は，会長の命を受けて協議会の庶務をつかさどる。

(昭 62 規則 41・一部改正)

#### 第 5 節 雑則

(昭 62 規則 41・改称)

(公印)

第 21 条 会長の公印及びその取扱いは，宇都宮市公印規則(昭和 36 年規則第 38 号)の定めるところによる。

(昭 36 規則 38・全改，昭 62 規則 41・一部改正)

(委員台帳の作成)

第 22 条 委員の任期，職，氏名，種別等は，宇都宮市国民健康保険運営協議会委員台帳に登載しておかなければならない。

(昭 51 規則 47・昭 62 規則 41・一部改正)

(委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

平成23年度国民健康保険運営協議会の開催予定

	日 程	時 間	開催場所
第1回	7月28日(木)	午後3時～ 4時30分	市役所14階 14A会議室
第2回	8月11日(木)	午後3時～ 4時30分	市役所議会棟3階 第2委員会室
第3回	8月25日(木)	午後3時～ 4時30分	市役所14階 14大会議室
第4回	10月上旬(木)	午後3時～ 4時30分	
第5回	11月中旬(木)	午後3時～ 4時30分	
第6回	2月下旬(木)	午後3時～ 4時30分	

第4回以降の日程については、決まり次第お知らせいたします。